

政 法 第 2 3 5 9 号
答 申 第 4 5 5 号
平 成 2 8 年 1 1 月 9 日

千葉県病院局長 矢島 鉄也 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について (答申)

平成27年4月7日付け精医セ第12号による下記の諮問について、別紙のとおり答申
します。

記

諮問第570号

平成27年3月7日付けで異議申立人から提起された、平成27年2月6日付け精医セ
第448号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）は、平成27年2月6日付け精医セ第448号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）のうち「千葉県精神科医療センター（以下「センター」という。）職員が臨床教授を務めていることを示す情報一切」を不開示とした決定を取り消し、以下に記載の文書について特定の上開示決定等を行うとともに、再度対象文書を探索の上、以下に記載の文書以外に対象文書を保有していれば改めて開示決定等をすべきである。

- 1 「平成21年度臨床教授等の推薦について」
- 2 「平成22年度臨床教授等の推薦について（依頼）」
- 3 「平成22年度臨床教授等の称号及び『称号記』の授与について（通知）」
- 4 「平成23年度臨床教授等の推薦について（依頼）」
- 5 「平成24年度〇〇大学臨床教授等の推薦について（依頼）」
- 6 「平成24年度臨床教授等の称号付与及び『称号記』の授与について（通知）」
- 7 「平成26年度〇〇大学臨床教授等の推薦について（依頼）」

実施機関のその余の決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

平成27年1月8日付けで異議申立人は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

- (1) 「センター職員が臨床教授を務めていることを示す情報一切」
- (2) 「センター職員の〇〇〇〇氏（以下「〇〇部長」という。）が〇〇〇〇大学の教員をしていることを示す情報一切」

3 特定した対象文書

実施機関は、対象文書を「センター職員が臨床教授を務めていることを示す情報一切」（以下「本件対象文書1」という。）及び「センター職員が〇〇〇〇大学の教員をしていることを示す情報一切」（以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）と判断し、探索した。

4 実施機関による決定

実施機関は、平成27年2月6日付け精医セ第448号で、本件対象文書1については、「開示請求に係る行政文書を保有していないため。(臨床教授は職員が個人的に授与されたもので、公務とは直接関係がないため、これに係る行政文書を作成又は取得していない。)」として、本件対象文書2については、「開示請求に係る行政文書を保有していないため。(センター職員が〇〇〇〇大学の教員をしている事実はなく、請求に係る行政文書を作成又は取得していない。)」として本件決定を行った。

5 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服として、平成27年3月7日付けで異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消し、請求した情報を全部開示するとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

実施機関は文書の探索が不十分であるか、または、対象情報が条例の適用外だと解釈することは不当である。行政文書不開示決定通知書の別紙1の1は行政文書である。別紙1の2は、請求書に記載した職員はセンター職員と〇〇〇〇大学職員とを兼業している事実はある。それにもかかわらず、何らの行政文書も存在しないはずがない。

3 意見書の要旨

(1) 職員本人への確認の有無

実施機関は、理由説明書の4において非開示理由を再検討したとある。そして、実施機関は、〇〇〇〇院長(以下「院長」という。)が〇〇大学臨床教授をしていることを情報公開請求の事前の問い合わせの電話で認めている。対して、〇〇部長が〇〇〇〇大学教授をしていることを認めていない。

ここで「再検討」がどのような意味かは不明であるが、実施機関は、〇〇部長本人に直接、〇〇〇〇大学教授を務めているか否かを確認していないのであれば、確認すべきである。

(2) 〇〇大学臨床教授

少なくとも、異議申立人は、実施機関も認めるとおり、院長が〇〇大学臨床教授であることを確認している。

〇〇大学臨床教授とは、国立大学法人〇〇大学(以下「〇〇大学」という。)

が〇〇大学医学部臨床教授等の称号付与に関する規程（平成16年4月1日制定。以下「規程」という。）により規定する職の1つである。

規程は、第1条によって臨床医学教育の指導体制の充実を図ることを目的とすると明記してある。第3条の規定及び電話連絡時に院長が〇〇大学臨床教授であることを実施機関も認めていることから、実施機関が、〇〇大学医学部規程別表に定める臨床医学実習及び卒後臨床研修等の指導に関する協定を〇〇大学医学部と締結した医療機関等（以下「実習等協力機関」という。）であると言える。

さらに規程第7条第1項には、「臨床教授等は、所属する実習等協力機関において、学生及び医員（研修医）（以下「学生等」という。）に対する臨床実習指導等の臨床医学教育に必要な職務を行う。」、同条第2項には、「臨床実習等の臨床医学教育の実施方法等については、本学部のカリキュラムに基づくもののほか、本学部と実習等協力機関の間で協議、作成したプログラム（又はカリキュラム）に従い行うものとする。」、同条第3項には、「第1項にかかわらず、臨床教授等は、本学部において、学生等に対する臨床実習指導等の臨床医学教育に必要な職務を行うことができる。」と規定されている。

本件で〇〇大学の实習等協力機関とは、センターであり、〇〇大学臨床教授は、独立行政法人等の職員であり、院長の所属する実習等協力機関すなわちセンターにおいて医学生や研修医に対して臨床実習指導等の臨床医学教育をすることはセンターの組織としての事務又は事業の執行そのものである。

それらが、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）で情報公開の実施機関となっている〇〇大学の臨床医学教育の指導体制の充実を図ることを目的とする規定によって明文化されているのである。

したがって、本件対象文書1は、行政文書であるから、情報公開の適用除外は違法であり、開示すべきである。

(3) 〇〇〇〇大学教授

平成27年6月17日に異議申立人の友人が実施機関に別件で伺ったところ、実施機関において職務遂行中の〇〇部長を視認した。名札も付けており、顔もはっきり確認して会話もしたため、当該職員は〇〇部長であると証言している。そして、異議申立人は、その友人が実施機関から実施機関の最寄り駅に戻ってきた直後に合流して当該友人に、〇〇〇〇大学が公式ウェブサイト上で公表している〇〇〇〇大学教授の〇〇〇〇氏（以下「〇〇教授」とい

ている。

- (1) 本件対象文書1については、開示請求に係る行政文書を保有していないため。(臨床教授は職員が個人的に授与されたもので、公務とは直接関係がないため、これに係る行政文書を作成又は取得していない。)
- (2) 本件対象文書2については、開示請求に係る行政文書を保有していないため(センター職員が、〇〇〇〇大学の教員をしている事実はなく、請求に係る行政文書を作成又は取得していない。)
- (3) 以上により異議申立人の主張に理由はない。

2 異議申立ての理由について

- (1) 異議申立人は、実施機関は文書の探索が不十分であるか、または、対象情報が条例の適用外だと解釈することは不当である旨主張する。
- (2) 異議申立人は、別紙1の1は行政文書である。別紙1の2は、請求書に記載した職員はセンターと〇〇〇〇大学職員とを兼業している事実がある。それにもかかわらず、何らの行政文書も存在しないはずはない旨主張する。
- (3) しかしながら、(1)及び(2)については、上記第4の1で説明するとおり、異議申立人はセンター職員と〇〇〇〇大学職員を誤認しており、異議申立人の主張には理由がない。
- (4) 別紙1の2は、行政文書不開示決定通知書別紙2を指すと推察するが、別紙2は、行政文書不開示決定通知書の開示しない理由を述べた文書であり、開示対象となった行政文書ではなく、異議申立人の主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

本件請求は本件対象文書の開示を求めるものであり、実施機関は、本件対象文書は不保有であるとして不開示とする本件決定を行った。

よって以下、実施機関の本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書1について

実施機関は、理由説明書において臨床教授の称号はセンター職員が個人的に授与されるものであり、公務とは直接関係がないため、これに係る行政文書を作成及び取得していないと説明している。

そこで、当審査会が事務局職員をして〇〇大学に確認したところ、臨床教

授の称号付与については、〇〇大学から実習等協力機関に対し、文書により臨床教授に推薦する者の有無について照会を行い、実習等協力機関がその旨を回答する。

その後、〇〇大学から臨床教授の称号付与について通知し、また、称号記を実習等協力機関を経由して臨床教授の称号を付与された者へ送付することである。

当審査会が事務局職員をして検索したところ、センターが管理する上記第1記載の文書の存在が確認された。

当該文書は、本件対象文書1に該当するものであり、組織間で往復し、センターが管理・保管していることから行政文書と認められる。

したがって、実施機関は当該文書について特定の上、改めて開示決定等をすべきである。

更に、当審査会においては、事務局職員をして改めて書庫等の探索を行ったところ、本件対象文書1に係る当該文書以外の行政文書の存在は認められなかった。

(2) 本件対象文書2について

異議申立人は、〇〇部長と〇〇教授が同一人物であり、本件対象文書2は存在する旨主張する。

当審査会が事務局職員をして実施機関に〇〇部長と〇〇教授が同一人物か否かを確認したところ、両者は別人であり、〇〇部長が〇〇〇〇大学の教授を務めている事実はないとのことであった。

実施機関がセンター職員の人定を誤ることはおよそ考え難く、両者は別人であるとの実施機関の説明は首肯できる。

よって、当該事実を前提とする文書が存在しないことは明らかであると認められ、本件対象文書2を不保有とした本件決定は妥当である。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関は、本件決定のうち本件対象文書1を不開示とした決定を取り消し、上記第1に記載の文書について特定の上開示決定等を行うとともに、再度対象文書を探索の上、上記第1記載の文書以外に本件対象文書1に該当する行政文書を保有していれば改めて開示決定等をすべきであるが、その余の部分については、実施機関の決定は妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	処理内容
平成27年4月7日	諮問書の受理
平成27年5月15日	実施機関の理由説明書の受理
平成27年6月29日	異議申立人の意見書の受理
平成28年9月28日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏名	職業等	備考
泉登茂子	公認会計士	
木村琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
荘司久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴木牧子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順)